お
願
L)
阵
臨 床 所
所
$\equiv$
筝
等は、
-A
診
診療 会
録
に
基
づ
い
録に基づいても
わ
わかる
る
範
の範囲で記
で
記
入
し
て
<
ださい
い
0

精	国 厚	民 年 生年金保	金 険				診	[	新	書	<u>-</u>	(精神の障害	害用)			様式	<b>大第</b> 120	号の4
(フリガナ) 氏 名								生年	月日	□昭和□平成	<u> </u>	年	月	日生(	蒜	と) 性別	□男	・□女
住 所	住所	地の郵便番号				都追 府県				郡市区								
① 障害の原因と			·	② 傷	<b>系病の発</b>			昭和 平成	年	月	日	<ul><li>□ 診療録でる</li><li>□ 本人の申</li><li>( 年</li></ul>		本人の発病 時 の 職 業				
なった傷病名	ICD-1	07-5(			)のためれ )診療を引			四和 平成	年	 月	日	診療録で	在認	④ 既存障害				
⑥傷病が治った(タ	<u>┃</u> 症状が固定	平成	 年	<u>/</u> / / / 月	·砂冻飞3 日				なる見む	入•••□	<u> </u>	□無・[	月 日) <b>一</b> 不明					
した状態を含む。)	)かどつか。		 者の氏名			推		青求人と						<b> </b>	年			月
発病から現在ま 及び治療の経 就学・就労状況 その他参考とな	過、内容、 等、期間、																	
3) 診断書作成医 における初診 <b>初診年月日</b>																		
9 これまでの発育・ (出生から発育の 教育歴及びこえ 職歴をできるだ 記入してください	の状況や れまでの け詳しく い。)	ア 発育・勃					中学を高をの他	朝 ・ [ 章 交 (	普通学級 普通学級	<ul><li>特別</li><li>特別</li><li>特別</li></ul>	可支援 <sup>:</sup>	学級 ・	支援学校	)				
エ 治療歴(書き 医 療 機 🎚			請考」欄に 台 療 其		てくださ		) (※ 同 完·外来	一医療	機関 <i>の</i> 病	)入院·外来 名	をはら		てださい。 な 療		転	帰(軽快	い悪化	- 不変)
		年年	月 ~ 月 ~	年 年			<ul><li>∴</li></ul>											
		年	月 ~ 月 ~	—————————————————————————————————————	三月	入院					1							
		年年	月~	年			<ul><li>・ □ 外来</li><li>・ □ 外来</li></ul>	_										
① ア 現在の病	状又は状態	 熊像(該当の	<b>障</b> ローマ数	<b>害</b> (字、英数		<b>の</b> チェックし	<b>状</b> してくださ		態	( <mark>平</mark> ( 左記の)		<b>年</b> について、その	<b>月</b> )程度・症	<b>日 現</b> 狀·処方薬等		的に記述	載して	ください。
前回の診断化態等のに 1 かう1 4 6 を 様行観そ 想到 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	記載 助 (	較       (前)       (1)       (2)       (2)       (3)       (4)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (7)       (8)       (7)       (8)       (8)       (8)       (8)       (8)       (8)       (8)       (8)       (8)       (9)       (10)	***	f成している       3       3       3       4       5       6       6       7       7       1       1       1       1       1       1       1       1       1       2       2       3       3       4       5       6       7       8       9       1       1       1       1       1       1       1       2       2       2       3       4       4       5       6       6       7       8       8       9       9       8       9       9       8       9       9       8       9       9       8       9       9       8       9       9       9       8       9 <td>る場 る は</td> <td><b>記入して</b> 3 憂うつ 場</td> <td>(ださい。) ( 対</td> <td>章害</td> <td></td> <td>イ 左記の料</td> <td>犬態(</td> <td>たついて、その</td> <td>建度•症</td> <td>状• 処方薬等</td> <td>を具体</td> <td>的に記載</td> <td>載して</td> <td>ください。</td>	る場 る は	<b>記入して</b> 3 憂うつ 場	(ださい。) ( 対	章害		イ 左記の料	犬態(	たついて、その	建度•症	状• 処方薬等	を具体	的に記載	載して	ください。

<ul> <li>ウ 日常生活状況</li> <li>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</li> <li>(ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを選んでチェックしてください。)</li> <li>□入院・□入所・□在宅・□その他(</li> </ul>	3 日常生活能力の程度(該当するもの一つにチェックしてください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくだ さい。									
- (施設名 ) 同居者の有無 ( □ 有・□ 無 )	(精神障害) □ (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。									
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。)	□(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化した									
2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)	りすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)									
(1) <b>適切な食事</b> - 配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □ できる□ には助言や指導を必□ とはできないが助言や指☑ できない若しくは行 要とする 導があればできる わない	□(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、Fに応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある金銭管理が困難な場合など。)									
(2) <b>身辺の清潔保持</b> - 洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 とはできないが助言や指 v できない若しくは行 要とする 導があればできる わない	☑ (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)									
(3) <b>金銭管理と買い物</b> - 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても ○ できる○ には助言や指導を必○ きる	□(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが									
要とする わない  (4) <b>通院と服薬(□要・□不要)</b> - 規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。	必要な場合など。) (知的障害) □ (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。									
はおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 ⇒る かない だり 他人との意思伝達及び対人関係 - 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 的行動が行えるなど。	□ (1) 知的障害を認めるが、任芸生活は普通にできる。 □ (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)									
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる かない おしくは行 要とする	□ (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は									
(6) <b>身辺の安全保持及び危機対応</b> - 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。	可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお むね一人でできる程度)									
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる マラン さん かない はない はない はない はない はない はない はない はない はない は	□(4)知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多の援助が必要である。 の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)									
(7) <b>社会性</b> - 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できる □ には助言や指導を必 □ きる □ たない若しくは行要とする さる わない	□ (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。 言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)									
工 現症時の就労状況     ○ 勤務先    □ 一般企業    □ 就労支援施設    □ その他(	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)									
<ul><li>○ 勤続年数 ( 年 ヶ月) ○ 仕事の頻度 ( □ 週に □ 月に ( )日)</li><li>○ ひと月の給与 ( 円程度)</li><li>○ 仕事の内容</li></ul>	カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)									
○ 仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)									
現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)										
② 予 後 (必ず記入してください。)										
備考										
上記のとおり、診断します。       平成 年 月 「	日 ····································									

病院又は診療所の名称

診療担当科名

印

所 在 地 医師氏名

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、 てんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経 内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障 害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表 (以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

「また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表」 に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。 (無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
  - (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
  - (3) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を⑩の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
  - (4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。
    - また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA~Dを○で囲んでください。
    - A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
    - B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作
    - C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
    - D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「③備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。
- 6 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。